

# 京丹後署管内の令和3年末の犯罪情勢等について

## 犯罪発生が減少 一方で振り込め詐欺被害は増加

京丹後署管内における令和3年中の犯罪発生（刑法犯認知）件数は、108件と前年比-5件と減少しました。

空き巣や乗り物盗、暴力事件が減少する一方で、なりすまし電話による、いわゆる振り込め詐欺被害は増加となっています。

京丹後市を含め、京都府下の振り込め詐欺被害の多くが、自宅固定電話への電話が発端となっております。

京丹後警察署では振り込め詐欺被害防止対策として、**令和3年7月1日から令和4年2月28日までの間**、京丹後市民を対象に、京丹後市内の電機店で防犯機能付電話を購入された方に2,000円の補助金を交付しております。

また「電話の購入までは考えていない」という方には、固定電話に取り付けることができる防犯機能付装置を、6ヶ月間、無償で貸し出しております。

被害防止対策として防犯機能付電話機の購入を考えておられる方は、お近くの電機店にご確認ください。

防犯機能付装置の貸出については、京丹後警察署にご確認ください。



## クロスボウ 所持禁止に

令和4年3月15日からクロスボウ（ボウガン）の所持が許可制になります。

**令和4年3月15日から令和4年9月14日の間までに、警察署で許可申請をせずにクロスボウを所持し続けていた場合は、不法所持として法律違反になります。**



許可制施行を機に、  
廃棄を考えておられる方は、  
最寄りの警察署に  
持ち込んで頂ければ、  
警察が無償で処分します。



不審と思ったら 京丹後警察署へ相談 TEL0772-62-0110